

軽井沢町立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号。次条において「法」という。）第7条第1項に規定する指針に基づき、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育職員 法第2条第2項に規定する教育職員のうち軽井沢町立の小学校又は中学校に勤務するものをいう。
- (2) 正規の勤務時間 法第6条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。
- (3) 所定の勤務時間 法第6条第3項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。
- (4) 時間外在校等時間 法第7条第1項に規定する指針に定める在校等時間から所定の勤務時間を減じた時間をいう。

(業務量の適切な管理)

第3条 軽井沢町教育委員会は、教育職員の時間外在校等時間を次に掲げる時間の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について45時間
- (2) 1年について360時間

2 軽井沢町教育委員会は、児童生徒等に係る通常予見することのできない業務量の大幅な増加等に伴い臨時的に所定の勤務時間以外の時間に教育職員が業務を行わざるを得ない場合には、時間外在校等時間を次に掲げる時間及び月数の範囲内となるよう当該教育職員の業務量の適切な管理を行うものとする。

- (1) 1月について前項に規定する時間を含め100時間未満
- (2) 1年について前項に規定する時間を含め720時間
- (3) 1月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1月、2月、3月、4月及び5月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外在校等時間の1月当たりの平均時間について80時間
- (4) 1年のうち1月において時間外在校等時間が45時間を超えて業務を行う月数について6月

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るために必要な事項は、軽井沢町教育委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。